

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり公募申込書及び事業提案書の提出を招請する。

令和6年10月18日

甲府市長 樋口雄一

## 1 業務名

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスC

## 2 業務概要

本業務は、元気アップチェック（基本チェックリスト）により介護予防・日常生活支援サービス事業対象者として登録された者、あるいは要支援1及び要支援2の認定を受けている者の中で、介護予防ケアマネジメントの結果、サービスを利用することで介護予防を自分で実施するセルフケアにつながることを期待できる者に、次の通所型サービスCを実施する業務である。

- (1) 元気運動教室（運動器の機能向上・器械あり）
- (2) 元気運動教室（運動器の機能向上・器械なし）
- (3) わっはっ歯教室（口腔機能の向上）

## 3 履行期間

令和6年12月2日（月）から令和7年3月31日（月）までとする。

## 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内の会場で別紙仕様書に定める事業内容及び人員配置の履行が可能な法人又は個人であること。なお、実施会場が所在する日常生活圏域に住所を有する対象者を受け入れることが望ましいが、送迎が可能な場合はその限りではない。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。  
また法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) 公告の日から契約締結日までの期間に、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 公告の日以前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 国税及び事業所等が所在する市町村の税を滞納していない者であること。

## 5 手続き等

### (1) 実施要領等の配布

公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等を、甲府市のホームページにて公表するため、適宜ダウンロードすること。

### (2) 提出方法等

公募申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

## 6 連絡先

甲府市 保健衛生部 保健衛生総室 健康政策課 医療介護支援係

住 所 〒400-0858 甲府市相生2丁目17番1号

甲府市健康支援センター2号館1階

電 話 055-237-5484（直通）

電子メール kenkouss@city.kofu.lg.jp